

京都市立京北病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第233号

京都市立京北病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立京北病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条第1項中「病院」を「京都市立京北病院（以下「病院」という。）」に、「係

「庶務係長
診療係長
長 4人」を 看護係長 に改め、同条を第1条とする。
訪問看護係長」

第3条第5項中「所掌事務を掌理し、所属職員」を「担当事務を処理し、補佐職員
があるときは、これ」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とする。

第5条中第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号の次に次の
2号を加える。

(13) 健康保険法による指定訪問看護に関すること。

(14) 老人保健法による指定老人訪問看護に関すること。

第5条を第4条とする。

第6条中「係の分掌する」を「係長の担当する」に改め、同条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)